

鳥取県建築士事務所指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県知事の登録を受けた建築士事務所の開設者等に対する指導に関し必要な事項を定め、その知識、技能の維持向上及び品位の維持並びに業務の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築士事務所の開設者等 建築士法（昭和25年法律第202号、以下「法」という。）第23条の5に規定する建築士事務所の開設者及び同法24条第2項に規定する管理建築士をいう。

(2) 所属建築士 建築士事務所に属する建築士

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(建築士事務所の開設者等の責務)

第3条 建築士事務所の開設者等は、次の責務を負うものとする。

(1) 業務を誠実に行之、法令に適合しない設計、工事監理及び建築工事の指導監督等をしてはならない。

(2) 法第23条に規定する建築士事務所の業務と建設業等の他の業務とを兼業する場合は、建築士事務所の業務と建設業等の他の業務内容を明確に区別しなければならない。

(3) 業務に当たっては、法第25条の規定に基づき定められた報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）に準じた適正な報酬をもって依頼者と書面による契約を締結しなければならない。

(4) 建築士事務所の業務に必要な事務室、図書、備品等の充実に努めなければならない。

(知識及び技能の維持向上)

第4条 建築士事務所の開設者等は、業務に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和61年11月1日付、土木部長通知）第3条の規定により知事の指定を受けた講習（以下「知事指定講習」という。）の受講に努めなければならない。

2 建築士事務所の開設者等は、所属建築士に対して知事指定講習を受講させるよう努めなければならない。

(登録の申請)

第5条 建築士事務所の登録の申請又は登録更新の申請に当たっては、法に定めるもののほか次の書類を添付しなければならない。

(1) 管理建築士の専任に関する誓約書

(2) 管理建築士が法第24条第2項の規定による講習の課程を修了したことを証する書類

(3) 管理建築士の建築士免許証の写し

(4) 商業登記簿謄本の写し（登録申請者が法人の場合に限る。）

(5) 所属建築士が、直近に受講した法第22条の2の規定による定期講習の修了証の写し

(業務報告書)

第6条 建築士事務所の開設者は、法第23条の6に規定する業務に関する報告書第三面には、報告年度中の所属建築士を記載するほか、提出時まで異動があった所属建築士を記載しな

ければならない。

(雑則)

第7条 この要綱の施行に関し、その他必要な事項は、住宅政策課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年1月30日から施行する。